

No.	【頭注】 ○印：表中の条件に合致した全ての事業者が該当→ △印： 有料の事業者のみ該当→ ▲印： 無料の事業者のみ該当→ □印： 有料・無料の事業者のみ該当→ ■印： 特別の法人無料の事業者のみ該当→ ●印： 派遣元事業主からの申請又は派遣の許可と同時申請の場合に提出を要しない書類↓ ☆印： 変更する全ての事業所ごと提出が必要な書類↓	変更の届出										変更及び許可証書換				提出部数									
		役員 の氏名	法人 の代表者	氏名・住所	職業 紹介責任者 の	事業 所の廃止	兼業 の種 類及 び	求 人者 ・求 職者 の 範 囲	取 次 機 関 (追 加)	個 人 事 業 主 の 氏 名	法 人 の 住 所	法 人 ・ 個 人 事 業 主 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	取 扱 機 関 の 名 称	取 扱 機 関 の 所 在 地	取 扱 機 関 の 種 別	取 扱 機 関 の 種 別	取 扱 機 関 の 種 別	取 扱 機 関 の 種 別	①=正本 1=写し	本 省	局 控	事 業 主 控		
□ Check																									
	履歴書	最終学歴、職歴、賞罰等を明記する。3年以上の職業経験が必要	☆																			①	1		
	職業紹介責任者講習会受講証明書	申請の受理の日の前5年以内の受講に限る	☆																				1	1	
	医師の診断書 (様式例第8号)	様式第6号の職業紹介責任者についての誓約の医師の診断書 ※該当者がいる場合に限り提出	☆																			①	1		
5	相手先国に関する書類 ※国外にわたる職業紹介事業を行う場合のみ提出																								
	相手先国の関係法令及びその日本語訳	職業紹介の実施が認められている根拠規定部分のみ	☆																				1	1	
	相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類	※取次機関を利用しない場合に提出 ・相手先国で許可等を受けている場合には、その許可証等の写し ・書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出	☆																				1	1	
6	取次機関に関する書類 ※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合のみ提出																								
	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳		☆																				1	1	
	相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類	・相手先国で許可等を受けている場合には、その許可証等の写し ・書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出	☆																				1	1	
	通達様式第10号	取次機関に関する申告書	☆																				①	1	
7	変更内容が確認できる書類																								
	意思決定機関の書類	当該変更に係る総会、取締役会、理事会等意思決定機関の書類																					1	1	
	構成員名簿等（任意様式）	直接及び間接の構成員の範囲及び数の変更がわかる名称等を記した書面																					1	1	
8	《許可証の返納》 ※対象の事業所（職業紹介事業の廃止の場合は全ての事業所）の許可証を返納します																								
	(旧) 許可証	※新たな許可証を交付した日あるいは事実のあった日から起算して																					①		
	(旧) 許可条件通知書	10日以内に管轄労働局まで返納する																					①		
《その他注意事項》																									
1	様式は、届出時における最新の様式を使用して下さい。（ 事業主の押印は不要 です。）										【脚注】														
2	法人及び建物登記事項証明書は、以下の情報を提供いただくことで管轄労働局にて確認を行いますので、提出不要となります。確認できない場合、従来どおり提出をお願いすることがあります。 ・法人登記事項証明書の場合…「会社法人番号」（12桁）あるいは、「法人番号」（13桁）をお知らせください。 ・建物登記事項証明書の場合…建物登記事項証明書掲載の「所在」「家屋番号」あるいは、「不動産番号」をお知らせください。										※1：法人の代表者で記載がある場合のみ提出 ※2：兼業の変更により当該書類の目的欄に変更が加えられた場合は、表中●印であっても提出 ※3：事業所の変更に伴い、変更が加えられた場合に限る ※4：個人事業主の場合のみ提出 ※5：届出書に添付して返納すること														
3	届出内容によっては、追加書類をお願いする場合や必要書類の異なる場合があります。																								
4	ご不明な点は事業主管轄の労働局へお問い合わせ下さい。																								